平成２２年（フ）第２４７５号
横浜市栄区長沼町334番地６　エストリルハイツ101号
債務者　小松　俊和
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３５号
横浜市旭区東希望が丘205番地　ヴィラ希望ヶ丘Ａ棟205号
債務者　島田　豊秀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４４号
横浜市瀬谷区下瀬谷３―19―10　八重荘ハイツ202、登録原票上の居住地横浜市泉区領家４丁目22番地１　グランパティオ３―101
債務者　峰錫男こと　徐　　錫峰
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６３号
横浜市南区東蒔田町18番地１　ハイツ356第３―401
債務者　氣仙　有弥（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１０号
横浜市港北区綱島東４丁目９番48号　第三山津荘206
債務者　安　　高則
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１９号
横浜市南区六ツ川３丁目85番地６　横浜パークタウンＦ棟906号室
債務者　猪狩　聡子（旧姓小尾）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９号
釧路市米町２丁目６番７号
債務者　西脇　静雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
川崎市幸区北加瀬３丁目８番24号　桜井荘203
債務者　髙谷　明美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
川崎市中原区宮内１丁目16番１号　ゆたかハイツ202
債務者　難波　城美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
川崎市川崎区池上新町２丁目４番２号　アーバンハイツ203
債務者　髙見　将彦
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
川崎市麻生区東百合丘１丁目39番33号
債務者　大原　雅世
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
川崎市宮前区犬蔵２丁目21番８号
債務者　水野　香織
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
川崎市中原区市ノ坪364番地
債務者　館田　鉄世
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
川崎市高津区梶ケ谷４丁目１番地７　バースシティ梶ケ谷弐番館301
債務者　荒川久美子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係